



上尾ロータリークラブ

2012-13年度テーマ

奉仕を通じて平和を



島村 健会長

第2491回 例会 会長あいさつ

2013.5.16

週報 No. 1956
発行 2013年5月23日
会長 島村 健
幹事 齋藤 博重
副会長 関口 和夫
副幹事 齋藤 哲雄
編集責任者
クラブ広報委員長 横山 泰史

ゲスト
藤木総合法律事務所
弁護士 藤木 和子様
藤木総合法律事務所
司法修習生 内津 冬樹様

行事予定
5月30日 卓話
地区VTT 倉金 由幸様
地区資金推進委員長 松村 繁様

皆さんこんにちは。ご多用の中ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日は藤木総合法律事務所、藤木先生、司法修習生、内津様ご多用の中ありがとうございます。後ほど卓話よろしくお願ひいたします。

先週、中村バスト会長が挨拶の中で、2013年規定審議会について、クラブ定款、細則の変更の話がありました。速報は届いておりましたが、正式な書類が変わりますので、届きましたら、臨時総会を開催し、変更したいと思ひます。

5月のある日、天気予報で「明日は五月（さつき）晴れになるでしょう」と言っていました。実は、「五月晴れ」とは、「五月雨（さみだれ）」とともに、日本の気候の特徴を言い表した言葉だったのです。「さつき」の語源は、一説には「早苗月」。つまり、梅雨時の田植えの季節に由来するそうです。旧暦五月はだいたい新暦の6月。その季節の雨が「五月雨」で、その語源は「さつきの水垂（みだれ）」です。五月雨を集めてはやし最上川（芭蕉）この俳句は、梅雨時に増水した最上川をうたったものです。そして、「五月晴れ」とは、梅雨時にはめずらしい晴天のことを言ったのです。晴れて当たり前の新暦5月の晴天のことではなかったのです。やはり晴れて当たり前の新暦4月の晴天をことさら「卯月晴れ」と言わないのは当然なのです。ついでに言えば、旧暦六月は「水無月（みなづき）」これは、梅雨明け後の新暦7月ころの日照りに由来します。「雨の多い6月がなぜ『水の無い月』なの?」と疑問に思っていたお子様方、これでわかりましたか?言葉は生き物だといひます。「五月晴れ」は、今では新暦5月の晴天の意味で使われています。国語辞典にも、本来の「梅雨晴れ」の意味とともに5月の晴天の意味も載っています。

言葉の移り変わりを否定しようとしてもしかたがありません。しかし、旧暦五月と新暦5月の気候の大きな違いを日本の文化と風土を正しく受け継いでいないといへば、七夕祭もそうです。新暦7月7日は、まだ梅雨が明けていなくて星が見えないことがよくあります。織姫と彦星のロマンに夢をはせたい子供たちは、星が見えないと残念がるで



AGEO ROTARY CLUB

しょう。旧暦七月七日はそのおよそ1ヶ月後。すでに真夏で、星を見て楽しむには絶好の季節です。仙台の七夕祭が8月上旬に行われるのは、理にかなったことです。

歴史的な行事は何でもかんでも旧暦でやるべきだとは思いません。人為的な年の区切りである正月は、新暦で祝えばよいと思ひます。しかし、日本の四季折々の気候と関係のある七夕祭などの行事は旧暦でやるべきだと思ひます。

旧暦を捨て去り、歴史的な行事の日付をそのまま新暦にずらしてしまったことは、長い歴史で培われた日本の文化を大切にせず、うわべでしか受け継がなかった愚かな行為だったのではないのでしょうか。

本日も例会よろしくお願ひします。

卓話

藤木総合法律事務所 司法修習生 内津冬樹様

皆様、こんにちは、司法修習生の内津冬樹と申します。出身は長野県出身です。現在、藤木総合法律事務所にて司法修習中でございます。司法修習について簡単に説明させていただきますと司法修習は司法試験に合格してから1年間、裁判所、検察、弁護士事務所を回って勉強するものです。順調にいけますと来年の1月には弁護士になれる見込みです。非常に司法修習生は中途半端な立ち位置でして、先程会長が私に対し先生を付けていいのかどうかとお聞きになりましたが、迷わず皆様先生はいらないのでどうぞ皆様名前でお呼びくださいませ。趣味はサッカーとなります。よろしくお願ひいたします。



藤木総合法律事務所 弁護士 藤木和子様

皆様、こんにちは、弁護士の藤木和子です。本日はご招待いただき誠にありがとうございます。まず、最初に少しだけ私の自己紹介をさせていただきます。私は父と共に幼い頃から皆様に大変お世話になっておりまして、現在はようやく弁護士になりまして父と一緒に藤木総合法律事務所にて弁護士として働いております。



また弁護士になって2年目でございますので、弁護士として一人前になれるように努力していきたいのでこれからもご指導どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは本題の救急車訴訟のお話に移りたいと思ひます。この訴訟の概要ですが、山形市で起こりました。当時、19歳の山形大学生、大久保映さんが朝の5時11分の119番通報をしたところからはじまります。

その時の大久保映さんの状態はかなり苦しい

幹事報告

齋藤博重幹事

◆2015~16年度、国際ロータリー2770地区ガバナー・ミニにさいたま新都心ロータリークラブの井原賞会員に決定いたしましたのでご報告いたします。



委員長報告

プログラム委員会 渡邊清委員長

本日、藤木和子様の卓話です。数日前に卓話のお願ひをしたところ快く受けてくれました。藤木様、本日はよろしくお願ひいたします。また、6月13日の卓話ですが、上尾メディックスの吉田監督と数名の選手そして副部長に卓話をお願いしております。また、皆様のお手元には上尾メディックス後援会の案内が届いていると思ひます。何卒、一人でも多くお誘ひいただいで加入していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。



様子でした。しかしながら電話のやり取りの中で救急車が来てくれないという事になり大久保映さんは電話した翌日に亡くなったと推定されております。大久保映さんは一人暮らしだった為、遺体が発見されたのは119番通報した9日後でした。本日は大久保映さんが救急車に助けを求めたにも関わらず何故来てくれなかったのかを皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。

簡単に119番通報までの流れをお話させていただきます。大久保映さんは通報する2週間くらい前から少し体の調子が悪いと訴えておりまして、通報の約1週間前に近所のクリニックを受診しておりました。その時は簡単な風邪と診断されました。その後、月曜～金曜まで通常通り登校しておりました。そして、土曜日にアルバイトをしていました。日曜日ですがコンビニで買い物したレシートしか残っておらず、翌日の月曜日のアルバイトを友人に交代して欲しい旨のメールを送っています。そして10月31日の朝5時11分に119番通報するに至りました。

119番通報後の流れですが、当日月曜日の夕方にアルバイト先から電話が掛かってきました。応答折り返しはありませんでした。その後、11月4日金曜日のアルバイト先からのメールにも返信がなく、おかしいと思ったアルバイト先の人から母親を通じて大家さんと連絡しました。その連絡を受け確認をしたところ11月9日に自宅にて死亡しているところが発見されました。

119番通報の状況は朝の5時11分です。とても薄暗い時間で気温は約9℃でした。大久保映さんは下宿で一人暮らしアパートは4階のエレベータ無しでかなり急な階段が51段くらい下に降りるまであります。録音された119番通報での大久保映さんの様子は呼吸が粗く大変苦しそうな様子で、また全体的に通信指令課員と全体的に会話が噛みあっていない箇所は多々見受けられます。

通話では救急車を呼ぶのではなくタクシーを呼んで近くの病院に行くよう促されておりました。通話の内容を文面に起こすと「タクシーの番号が判れば、自分で行きます」と言っています。

また、通話の最後に病院の電話番号を教えてもらって「ありがとうございます」とも言っています。しかし、実際にこのテープを聞いてみてやはりこれは救急車が出勤すべき事案だったのではないかと強く思っています。ちなみに救急車通報の大原則についてですが、最近ですとタクシー代わりに使ったり、本当は救急車が必要のない内容で電話をする人がいるそうなのですが、原則としては通報してきた人は善意の第三者であるという前提で出勤するのが大原則です。理由は一般的には2つあります。1つ目は電話では判断が出来ないからです。例え医師であっても電話だけでは判断出来ません。そして、重篤な場合を見落とす危険がございます。このような点から119番通報は出勤が大原則となります。

今回の大久保映さんのケースでは一人暮らしだったので、例えば他に家族が近くにいれば病院に連れていく事も出来ます。また、昼間ならば普通の病院が開いている時間ですので自分で行くことも可能だったかも知れません。一人ぼっちの部屋で朝5時11分に119番通報を掛けたのですから、よっぽど体調が悪かったのではないかと考えられます。特に大久保映さんは真面目な性格の人間で少なくともこの電話がいたずらですとかそういう物ではなく助けを求めている電話だというのは明らかです。ここであるべき対応は、本当に原則救助の一言につきます。特に本件では山形市内の救急車は5台中5台すべて待機中でありました。決して救急車が足りなくなっている状況ではありませんでした。

ここで1つ皆様にお伝えしたいことは119番通報する際は、命に関わる可能性があります。遠慮せず救急車に来て欲しいという意思を強く伝えてほしいです。もちろん救急車は適正利用が前提なのですが、本当に緊急な場合は遠慮をせず強く来て欲しいという事を伝えていただくようにお願ひいたします。大久保映さんのご遺族の心情ですが、やはり119番通報したら救急車が来てくれるのではないかとというのが一番です。この119番通報したことも大久保映さんの携帯電話に履歴が

残っていたので分かりました。

この事件もご遺族が泣き寝入りしていたら、まったくこの通話録音テープも明るみになることもありませんでした。ご遺族としてはもう二度と同じような事件起こさないで欲しいという気持ちから通話録音テープの公開に踏み切り訴訟提起を決定した次第であります。訴訟提起ではたまたま山形地方裁判所にて審理をしております。争点は大きく分けると過失と因果関係がございます。この過失というのは救急車を出勤させる義務があったかどうか?です。

この部分については救急車に関する法律そして最大の証拠である通話録音テープです。証拠はこの通話録音テープしかないです。また、因果関係ですが救急車が出勤していれば大久保映さんが死亡していなかったかどうか?という点です。この点に関してましては私どもに協力して下さっている医師に相談しております。大久保映さんの死因は何だったのか解明するように医学の文献を読んだり、医師に相談をして死因の究明をしております。現在、分かっているのはやはり119番通報した時に救急車が来てくれれば、治療を行う価値があったと思ひますし、助かる可能性もかなり高かったと思ひます。少なくとも救急車が来てくれれば、一人暮らしの部屋の中で10日間も放置されることはありませんでした。この件に関して、大久保映さんの友人そしてその親が中心となりまして署名活動を行いました。

これは山形市に対して、本件の原因、調査解明と再発防止を求めるとのことです。この裁判は山形市の問題ではなく全国の問題であるとして全国から5万人を超える署名が集まりました。繰り返しますが、現在、救急車の出勤基準は明確なところは決まっております。ある程度の基準はありますが、基本的には電話を受けた通信指令課員の裁量に委ねられています。

この問題は山形市だけの問題ではなく、全国の救急制度の在り方を問う問題です。是非とも皆様にはご支援をお願いいたします。上尾ロータリークラブの皆様、本日はどうもありがとうございます。本日は夜も素晴らしい親睦会の機会を設けていただき誠に感謝しております。現在、私は上尾で仕事をしております。地元の方々の法律相談受けたり、障がいに関する仕事もしております。一緒に働いている弁護士には障がいを持ちつつ立派に働かれている友人、先輩方がいらっしゃいます。また、日頃私は人生経験が少ないことを痛感しておりますが、本当にこの事件もそうですが依頼者の方々から人生について逆に教わり育てていただいているような気がいたします。特に依頼者との交流が一番強く思っていることは、何よりも自分の人生を真剣に考え大切にすることが大事なことで最近痛感しております。

まだまだ、私も勉強中でございますので、皆様方にご指導していただきたいと考えております。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

出席	会員数	36	出席数	28
欠席	欠席数	8	(%)	77.78
前々回確定			欠席数	4
修正 (%)	88.89	(M・U)	10	



スマイル 33,000円

◆藤木和子 本日はどうもありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願ひします。
◆島村会長 藤木先生、本日はありがとうございます。
◆齋藤博重幹事 藤木先生卓話ありがとうございます。
◆関口副会長 藤木様卓話ありがとうございます。
齋藤哲雄副幹事 小林会員 大木会員 大塚崇行会員 吉野会員 渡邊会員 富永会員 村岡会員 藤村会員 岡野会員 神田会員 名取会員 大塚信明会員 長沼会員 武重会員 萩原会員 齋藤重美会員 久保田会員 須田会員 井上会員 宇多村会員 野瀬会員 深澤会員

例会日 毎週木曜日 12:30~13:30 事務所 〒362-0035 埼玉県上尾市仲町1-8-31 新和エッセビル303

例会場 東武バネケットホール4F(ボリアス) TEL/FAX 048-775-7788

発行元 KWS

